

那須塩原市青木地区脱炭素先行地域効果検証業務公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名称

那須塩原市青木地区脱炭素先行地域効果検証業務

2 業務目的

本業務は、脱炭素先行地域に選定された「青木地区ゼロカーボン街区構築事業」を実現するため、事業による設備の導入効果を検証することにより、地域への波及効果等を把握し、これらを青木地区の需要家に情報発信することにより事業導入の促進を図ることを目的とする。

本市の脱炭素先行地域応募提案書については、下記を参照
環境省ホームページ：

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/2nd-teiansyo-06.pdf>

3 履行場所

那須塩原市青木地区内

4 業務内容

上記の目的を達成するため、青木地内において、以下の業務を実施すること。
提案にあたっては、事業毎に各年度に実施するスケジュールを分かりやすく記載すること。

(1) 効果検証方法の提案及びK P I の現状把握

青木地区ゼロカーボン街区構築事業における各年度に実施する事業について、CO₂排出量の削減量、電気料金等費用削減効果、地域経済への波及効果等の検証方法を提案すること。

本市の脱炭素先行地域応募提案書に記載するK P I について、算出方法について提案し、併せて現在値を算出すること。

(2) 各年度に実施した事業の効果検証及びK P I の把握

(1) で提案した効果検証方法をもとに、各年度に実施された事業の効果について検証及びK P I の把握を行うこと。

効果検証は、各年度の実績を積み上げたもので行うこと。

(3) 課題の整理

事業推進にあたり、(2) の成果を踏まえた課題を整理すること。

(4) 導入促進のための情報発信ツールの作成

効果検証の成果を活用し、導入促進のための情報発信ツール（動画、リーフレットデータ等）を作成すること。

情報発信ツールについては、毎年度、市と協議の上、内容を更新すること。

(5) 効果的な情報発信の提案

普及啓発を目的とした需要家向けの情報発信方法を検討、提案すること。

提案にあたっては、(3) で作成した情報発信ツールの活用を踏まえた内容とすること。

(6) 業務報告書等の作成

(1) ～ (5) で実施した業務内容を報告書としてとりまとめること。

5 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

6 成果物

- (1) 業務実施報告書 2部を年度ごとに作成、提出すること
- (2) (1)の電子データを保存したCD-R 1枚を年度ごとに作成、提出すること
- (3) 打合せ記録 一式(年度ごとに作成、提出)
- (4) 情報発信ツール 電子データを保存したCD-R 各年度1枚を提出すること

7 提案上限額

12,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

8 支払条件

部分払3回・精算払

※各年度の支払限度額は、3,000,000円とする。

9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、又は請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密(月1回程度を基本とする)に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、市の承諾を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (4) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (5) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。